



法人契約のポイント

適正な保険金額と付保内容の設定

法人（個人事業主を含みます。）がその役員・従業員を被保険者とする保険契約は、広い意味の「第三者契約」（法人が受取人の場合は、「第三者受取人契約」）にあたるので、保険金額の設定には慎重な配慮が必要です。

代表者・役員	<p>【収入基準】当該被保険者の全社当該法人契約通算現在保険金額（後述の補足参照）が3,000万円以下、または年収の30倍（契約年齢が50歳以上の場合には25倍）以下であること※ 2 (注)上記にかかわらず「保険金額設定根拠」が妥当な場合は取り扱います。 ※ 3 「事業主契約取扱報告書」（ワープロ帳票600735）で個別に保険金額設定根拠をご説明いただきます。</p>
家族従業員※ 1 (代表者の2親等以内の親族である従業員)	<p>【収入基準】当該被保険者の全社当該法人契約通算現在保険金額（後述の補足参照）が3,000万円以下、または年収の15倍以下であること (代表者の2親等以内の親族である従業員の場合は、その旨を取扱者の報告書に記載します) (注)上記にかかわらず「保険金額設定根拠」が妥当な場合は取り扱います。 ※ 3 「事業主契約取扱報告書」（ワープロ帳票600735）で個別に保険金額設定根拠をご説明いただきます。</p>
従業員	<p>当該被保険者の全社当該法人契約通算現在保険金額(後述の補足参照)が3,000万円以下であること。※ 4 ただし、遞増定期保険・初期災害保障低解約返戻金型递増定期保険の場合、現在保険金額ではなく期間最高 Sを使用します。</p>

※ 1 個人事業主契約を除きます。

※ 2 個人事業主契約で代表者本人が被保険者となる場合、事業所得以外に他の所得がある場合でも収入基準は事業所得のみで判断します。

なお、当該契約形態にて取扱可能な保険種類は、総合生活障害保障保険・無解約返戻金型総合生活障害保険のみです。

※ 3 総合生活障害保険金額が年収基準超過の場合は、事業主契約取扱報告書で説明は求めません。減額・もしくはキャンセルとなります。

※ 4 死亡保険金、災害死亡保険金、総合生活障害保険金は別々に通算し、各3,000万円となります。

「事業主契約取扱報告書」については後ほどご紹介します！

補足

«全社当該法人契約通算現在保険金額とは»

当社を含めた生命保険会社全社で付保されている契約の通算時の保険金額合計をいいます。

- 同一契約者で加入している契約をすべて通算します。

- 契約者が別となる契約の保険金額は除きます。

- 第三分野の保険金額を除きます。

- 無解約返戻金型収入保障保険等は通算時の年金現価保険金額を算入します。

事業保険の注意点

法人（個人事業主を含みます。）が契約者となり、「代表者・役員」または「従業員」を被保険者とし、法人（個人事業主を含みます。）が保険金（給付金等）受取人となる契約形態を「事業保険」といいます。

注意ポイント！

※上記で「個人事業主を含む」としておりますが、個人事業主が契約者であっても、個人事業主本人を被保険者とする場合は、事業保険ではなく個人契約として取り扱います。

（ただし総合生活障害保障保険・無解約返戻金型総合生活障害保障保険は除きます。）

◆「従業員」とは以下の者をさします。

雇用形態	「従業員」とみなす条件
正社員	試用期間中を除く
契約社員、パート、アルバイト	社会保険等の対象である場合に限る
派遣社員	派遣元が契約者である場合に限る

事業主契約取扱報告書とは？

保険金額・収入基準等により、当社営業店による「事業主契約取扱報告書」（ワープロ帳票600735）の作成が必要な場合があります。

【事業主契約取扱報告書作成にあたってのヒアリングポイント】

◎契約者について

企業概要（会社名、代表者名、事業内容、設立年月、決算月、資本金、年商、構成員数、経常利益等）、既契約情報（全役員の付保状況）

◎被保険者について

役職・地位、勤務内容、勤続年数

◎保険金額算出根拠（年収等、死亡退職金・弔慰金目的、企業防衛目的等）



「事業主契約取扱報告書」がどのような帳票なのか、実際に確認してみましょう！



こちらが
「事業主契約
取扱報告書」
(記入例) です!

法人・事業主用

事業主契約取扱報告書

■代表者・役員の場合:

- ・当該被保険者の当社通算最高Sが1億超または過去2年以内の年齢制限Sが1億超で
評点45点未満または全社当該法人契約通算現在S(※)が収入基準超過の場合
 - ・当該被保険者の当社通算最高Sが1億以内かつ過去2年以内の年齢制限Sが1億超以内で評点45点未満の場合で
当該法人契約における被保険者の当社通算現在Sが1億円超または全社当該法人契約通算現在S(※)が収入基準超過の場合
 - ・評点29点以下の場合
(当該法人契約における被保険者の当社通算現在Sが1億以内の場合は、提出書類は不要)

■家族従業員の場合:当該被保険者の全社当該法人契約通算現在S(※

※既契約および新契約に加入保障系商品を含む場合は年金現価、逐増系商品を今回の新契約を含む該当被保険者Sの約返戻金型
逐増定期保険の場合、契約日から3年以内は基準保険金額)を清算 (当社当該法人契約)を記入。

法人・事業主さまの情報ご確認いただく際に、当該書類のことを念頭において
ヒアリングを行っていただくと、情報のぬけ穴防止になります！